

真狩村簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 真狩村

事 業 名 : 真狩村簡易水道

策 定 日 : 平成 31 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 31 年度 ~ 平成 40 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和 37 年 11 月 26 日	計画給水人口	2,610 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	非適	現在給水人口	2,025 人
		有収水量密度	77.05 m ³ /ha

② 施設

水 源	<input type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	1	管 路 延 長 99,789 千m
	配水池設置数	2	
施 設 能 力	1,450 m ³ /日	施 設 利 用 率	72.2 %

③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	本村の料金体系について、用途別に一般用、臨時用、防除用の3つに分類している。一般用は、二部料金制を採用し、8m ³ 以下を定額料金とし、9m ³ 以上を従量料金としている。臨時用及び防除用は、一部料金制を採用し、従量料金としている。		
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 27 年 4 月 1 日		

④ 組織

真狩村の水道事業は、建設課上下水道係として2名が、水道事業を運営している。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

村では、平成6年に本村地区、御保内地区、泉地区の3つの簡易水道を統合し、事業の効率化を行なった。

*1 「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。
①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知)による経営比較分析表)を添付すること。

現水道事業は、一般会計からの歳入により経営されており、今後コスト削減や効率化を図りつつ、老朽化施設の更新等に対応する財政基盤を確立する。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

給水人口の予測は、下記の式に基づいた結果、平成40年度の予測値は、以下のとおりである。
給水人口の予測については、過去10ヶ年の実績データを基に、a.年平均増減数式 b.年平均増減率式 c.修正指数曲線式 d.べき曲線式 e.ロジスティック式の5式で行った。
S → 過去の実績より推計 → 新給水区域内人口の決定 → 普及率の設定 → 給水人口の算出 → E

(2) 水需要の予測

給水量の予測は、下記の式に基づいた結果、平成40年度の予測値は、以下のとおりである。
給水量予測の手順としては、用途別に生活用水量(原単位)、用途別水量の実績値をもとにトレンド式を作成して予測する。式の作成が出来ない場合は、実績値をもとに将来値を設定する。そして用途別水量を合計し、有効率、有収率、負荷率を設定し、一日平均給水量、一日最大給水量を算出する。

(3) 料金収入の見通し

平成31年度の供給単価で一定と想定する場合、給水人口は減少、有収水量は微減であることから、料金収入も同様に推移する見通しである。
供給単価(平成31年度) 料金収入 37,926,000円 ÷ 有収水量 329,876m³ = 114.97円/m³
料金収入(平成40年度) 有収水量 299,980m³ × 供給単価 114.97円/m³ = 34,489千円

(4) 施設の見通し

平成25年度より老朽施設の更新を行っており、平成34年度に完了する。
さらに、平成38年度～平成45年度にかけ、新たに老朽管更新、施設更新を行っていく予定である。また、水需要に対しては、計画給水量 1,386.2≒1,390m³/日に対し、施設能力は適正に処理できる能力となっている。

(5) 組織の見通し

真狩村簡易水道事業は建設課の2名で管理している。
今後も現状維持で推移する。

3. 経営の基本方針

真狩村簡易水道事業は、安心・安全を主旨とした水道運営を目指し今後とも健全な水道づくりを行ない、地域住民の福祉と健康に寄与するものとする。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	老朽施設の更新・管路等の再整備を行ない、管理体制を整備する。
-----	--------------------------------

今後も継続して、平成31年度～平成34年度及び平成38年度～平成45年度に老朽管の布設替工事を予定している。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	一般会計の繰入金を最小限に留め、健全な水道運営を目指す。
-----	------------------------------

国庫補助事業で行ない、国庫補助金の他、簡易水道事業債、過疎対策事業債、辺地対策事業債、一般財源で対応する。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費(委託料、修繕費、動力費、人件費)の積算については、実績を踏まえ、今後の物価上昇を考慮し、設定する。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	今後老朽施設の更新を行なっていくが、民間委託は現在考えていない。中長期的な課題となる。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	現在、3事業を、1事業に統合し、経営の効率化を図っています。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	3事業を、1事業に統合し、経営の一元化を図っています。
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	老朽施設の更新を計画している。
広域化	現段階では、これ以上の広域化は考えていない。中長期的な課題となる。
その他の取組	特になし。

② 財源について検討状況等

料 金	平成31年度の料金をもとに、今後一定として検討した。
地 方 債	簡易水道事業債 50%、過疎対策事業債・辺地対策事業債 50%とするよう想定した。
繰 入 金	更新事業実施中は、多少繰り入れが大きくなるが、平成35年度をピークに起債償還は減少していく。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	特になし。
その他の取組	特になし。

*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	水質試験などの委託料は、現状で一定と想定している。
修 繕 費	修繕費は、今後は年2%上昇を考慮しています。
動 力 費	動力費は、現状の1m ³ 当たりの供給原価15.78円/m ³ を基に今後は想定している。
職 員 給 与 費	職員給与費は、今後年2%の上昇を考慮している。
その他の取組	特になし。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	本経営戦略に関しては、計画策定後の確認、評価と改善を随時行っていく。
-------------------------	------------------------------------

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度													
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	42,809	43,617	43,141	42,710	42,118	41,402	40,608	39,774	38,816	37,798	36,907	36,385	35,920	
	(1) 営 業 収 益 (B)	37,328	38,451	38,228	37,926	37,505	37,136	36,712	36,365	36,000	35,593	35,224	34,880	34,489	
	ア 料 金 収 入	37,328	38,451	38,228	37,926	37,505	37,136	36,712	36,365	36,000	35,593	35,224	34,880	34,489	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他														
	(2) 営 業 外 収 益	5,481	5,166	4,913	4,784	4,613	4,266	3,896	3,409	2,816	2,205	1,683	1,505	1,431	
	ア 他 会 計 繰 入 金	5,481	5,166	4,913	4,784	4,613	4,266	3,896	3,409	2,816	2,205	1,683	1,505	1,431	
	イ そ の 他														
	2 総 費 用 (D)	44,734	29,317	49,269	49,577	49,827	49,707	49,569	68,096	67,946	67,749	47,737	48,072	48,646	
	(1) 営 業 費 用	33,772	18,985	39,443	40,010	40,602	41,176	41,778	61,278	62,314	63,339	44,372	45,063	45,784	
	ア 職 員 給 与 費								18,878	19,256	19,641				
	ウ ち 退 職 手 当														
	イ そ の 他	33,772	18,985	39,443	40,010	40,602	41,176	41,778	42,400	43,058	43,698	44,372	45,063	45,784	
	(2) 営 業 外 費 用	10,962	10,332	9,826	9,567	9,225	8,531	7,791	6,818	5,632	4,410	3,365	3,009	2,862	
ア 支 払 利 息	10,962	10,332	9,826	9,567	9,225	8,531	7,791	6,818	5,632	4,410	3,365	3,009	2,862		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	△ 1,925	14,300	△ 6,128	△ 6,867	△ 7,709	△ 8,305	△ 8,961	△ 28,322	△ 29,130	△ 29,951	△ 10,830	△ 11,687	△ 12,726		
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	187,519	239,281	263,006	244,671	158,710	199,857	151,551	120,112	121,407	119,201	167,200	156,348	147,278	
	(1) 地 方 債	108,900	135,800	144,500	121,200	38,600	57,000	23,800				47,000	47,000	47,000	
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債														
	(2) 他 会 計 補 助 金	54,353	43,345	65,006	86,769	97,576	109,643	113,809	120,112	121,407	119,201	99,946	89,094	80,024	
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	24,266	60,136	53,500	36,702	22,534	33,214	13,942				20,254	20,254	20,254	
	(6) 工 事 負 担 金														
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)	181,972	251,357	248,218	237,804	151,001	191,552	142,590	91,790	92,277	89,250	156,370	144,661	134,552	
	(1) 建 設 改 良 費	145,879	208,086	195,412	175,503	79,062	108,426	56,439				87,534	87,935	88,344	
	ウ ち 職 員 給 与 費	17,240	17,536	17,098	17,440	17,789	18,146	18,508				20,034	20,435	20,844	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	36,093	43,271	52,806	62,301	71,939	83,126	86,151	91,790	92,277	89,250	68,836	56,726	46,208	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	5,547	△ 12,076	14,788	6,867	7,709	8,305	8,961	28,322	29,130	29,951	10,830	11,687	12,726		

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
区 分													
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	3,622	2,224	8,660	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)													
前年度繰上充用金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	3,622	2,224	8,660	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)													
実 質 収 支 黒 字 (P)	3,622	2,224	8,660										
(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	53	60	42	38	35	31	30	25	24	24	32	35	38
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 不 足 額 (R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	37,328	38,451	38,228	37,926	37,505	37,136	36,712	36,365	36,000	35,593	35,224	34,880	34,489
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 不 足 額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)													
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)													

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
区 分													
収 益 的 収 支 分	5,481	5,166	4,913	4,784	4,613	4,266	3,896	3,409	2,816	2,205	1,683	1,505	1,431
うち基準内繰入金	5,481	5,166	4,913	4,784	4,613	4,266	3,896	3,409	2,816	2,205	1,683	1,505	1,431
うち基準外繰入金													
資 本 的 収 支 分	54,353	43,345	65,006	86,769	97,576	109,643	113,809	120,112	121,407	119,201	99,946	89,094	80,024
うち基準内繰入金	18,047	21,636	26,403	31,151	35,970	41,563	43,076	45,895	46,139	44,625	34,418	28,363	23,104
うち基準外繰入金	36,307	21,710	38,603	55,619	61,607	68,080	70,734	74,217	75,269	74,576	65,528	60,731	56,920
合 計	59,834	48,511	69,919	91,553	102,189	113,909	117,705	123,521	124,223	121,406	101,629	90,599	81,455